



鳥取県公報

平成 22 年 12 月 14 日(火)
第 8 2 5 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出 (733) (経済通商総室) 2
	大規模小売店舗に関する承継の届出 (734) (〃) 2
	県道の区域の変更 (735) (道路企画課) 3
	県道の供用の開始 (736) (〃) 4
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (737) (東部総合事務所県民局) 4
◇ 教委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (25) (教育総務課) 4
◇ 公 告	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定 (産業振興総室) 6
	警備業務に係る検定合格者審査の実施 (警察本部生活安全企画課) 6
◇ 正 誤	平成22年11月24日付鳥取県告示第689号中訂正 8

告 示

鳥取県告示第733号

平成22年鳥取県告示第574号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）グンゼ開発 倉吉商業施設に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年12月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見を提出した市町村
倉吉市
- 2 意見の概要
 - (1) 交通安全について
店舗に接する県道の歩道は、高齢者及び子供の通行が多いため、交通事故には十分注意して対応すること。
 - (2) 騒音について
 - ア 自動車騒音が考えられるため、住民に配慮した防音壁を設置すること。
 - イ 駐車場内は、車両の走行音や排気ガスを抑制するための徐行看板を設置し、併せてアイドリングストップの看板を設置し、アイドリングストップを促すこと。
 - ウ 荷さばき施設、冷凍機器、空調設備等の騒音を発生する設備について、周辺住民に配慮した設置場所にする事。
 - (3) 悪臭について
 - ア 食品加工施設からの排気について、周辺住民等に配慮した設置をすること。
 - イ 生ゴミ等の廃棄物の保管についても、周辺住民等に配慮した保管をすること。
 - (4) 倉吉市くらしよし産業元気条例第10条の規定を遵守すること。
- 3 縦覧に供する期間
平成22年12月14日から1月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県民局
倉吉市葵町722 倉吉市産業部商工観光課

鳥取県告示第734号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年12月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ミモザ鳥取店
鳥取市千代水二丁目73

2 承継により変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

変更前 株式会社エディオンWEST 代表取締役社長 友則 和寿
広島県広島市中区紙屋町二丁目1-18

変更後 株式会社エディオン 代表取締役社長 久保 允誉
東京都千代田区外神田一丁目9-14

3 承継があった年月日

平成22年10月1日

4 承継の理由

株式会社エディオンが株式会社エディオンWESTを吸収合併したため

5 承継にかかる店舗面積

1270.51㎡

6 届出年月日

平成22年11月22日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の承継届出書

8 縦覧に供する期間

平成22年12月14日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課

鳥取県告示第735号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年12月14日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年12月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子環状線	変更前	米子市和田町字西美保2111-1地先から同市 葭津字北跡落132-1地先まで	2.8~19.5	829.0
		米子市葭津字作兵衛川北葭津境1601-1地先 から同市葭津字境目17-2地先まで	15.6~31.6	264.0
	変更後	米子市和田町字西美保2111-1地先から同市 葭津字境目17-2まで	15.0~32.6	733.0
		米子市大崎字横山3359-12から同市葭津字北 跡落132-1地先まで	2.8~101.8	575.0

鳥取県告示第736号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年12月14日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年12月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
米子環状線	米子市和田町字西美保2111-1地先から同市葭津字作兵衛川北葭津境1601-1地先まで	平成22年12月15日
	米子市大崎字横山3359-12地先から同地先まで	

鳥取県告示第737号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年2月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年12月14日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成22年12月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人一步の会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

畑村 鉄男

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市河原町渡一木277-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、利用される障がいのある方に対して、その人の思いを尊重しながら、自立支援やサービスに関する事業を行い、障がいのある方を中心とするまちづくりの推進を図り、地域や社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

教 育 委 員 会 告 示**鳥取県教育委員会告示第25号**

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成22年12月14日から施行する。

平成22年12月14日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県立特別支援学校高等部入学者選抜	鳥取盲学校高等部保健療科及び専攻科療科にあつては学力検査の教科ごとの得点及び合計得点並びに面接の結果、鳥取盲学校高等部普通科及びその他の特別支援学校にあつては諸検査及び面接の結果	入学者選抜受検者にあつては入学者選抜合格発表日から、再募集入学者選抜受検者にあつては再募集入学者選抜合格発表日から1月間	各県立特別支援学校	鳥取県立特別支援学校高等部入学者選抜	鳥取盲学校高等部保健療科及び専攻科療科にあつては学力検査の教科ごとの得点及び合計得点並びに面接の結果、鳥取盲学校高等部普通科及びその他の特別支援学校にあつては諸検査及び面接の結果	入学者選抜受検者にあつては入学者選抜合格発表日から、再募集入学者選抜受検者にあつては再募集入学者選抜合格発表日から1月間	各県立特別支援学校
鳥取県教育委員会事務局教育総務課非常勤職員採用試験	試験の可否、得点及び順位	合格者発表日から1月間	教育委員会教育総務課				
鳥取県教育委員会事務局教育総務課臨時的任用職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごとの得点	試験結果の通知日から1月間	〃	鳥取県教育委員会事務局教育総務課臨時的任用職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごとの得点	試験結果の通知日から1月間	教育委員会教育総務課

略				略			
鳥取県立 学校非常 勤 職 員 (ホーム ページリ ニューア ル 支 援 員) 採 用 試 験	〃	〃	教育委員 会高等学 校課	鳥取県立 学校非常 勤 職 員 (ホーム ページリ ニューア ル 支 援 員) 採 用 試 験	〃	〃	教育委員 会高等学 校課
鳥取県立 高等学校 非常勤職 員(進路 指導事務 支援)採 用試験	試験種目 ごとの得 点及び合 計得点並 びに順位	〃	〃				
略				略			

公 告

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第4号の規定に基づき、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定したので、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第135条の3第1項第4号の規定により、次のとおり公告する。

平成22年12月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	所在地	物品の名称	物品の内容
株式会社桑本総合設計 代表取締役 桑本賢一	米子市皆生六丁目1-25	LED照明器具	LED照明専用器具及び高輝度LEDランプをセットとした県内産LED照明器具

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第1項の規定による検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。

平成22年12月14日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

- 1 審査に係る警備業務の種別及び級
 - (1) 空港保安警備業務 1級及び2級
 - (2) 施設警備業務 1級及び2級
 - (3) 交通誘導警備業務 1級及び2級
 - (4) 貴重品運搬警備業務 1級及び2級

2 実施日時

平成23年2月16日（水） 午前9時から正午まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎 3階第7会議室

4 審査の方法

審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験とする。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 審査の対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務（1級）

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備業務に係る1級に合格した者

(2) 施設警備業務（1級）

旧検定の常駐警備業務に係る1級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務（1級）

旧検定の交通誘導警備業務に係る1級に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務（1級）

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級に合格した者

(5) 空港保安警備業務（2級）

旧検定の空港保安警備業務に係る1級又は2級に合格した者

(6) 施設警備業務（2級）

旧検定の常駐警備業務に係る1級又は2級に合格した者

(7) 交通誘導警備業務（2級）

旧検定の交通誘導警備業務に係る1級又は2級に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務（2級）

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級に合格した者

6 審査申請の受付期間

平成23年1月11日（火）から同月14日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

7 審査申請書の提出先

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。）。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

8 審査申請書の提出部数等

審査申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

(2) 旧規則第8条の規定により交付された合格証（以下「旧合格証」という。）の写し

(3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合においてその者の属する営業所が県内にあるものにあつては、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面

9 審査手数料及び納付方法

審査手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り

付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

10 その他

- (1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。
- (2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

正 誤

平成22年11月24日付鳥取県告示第689号（土砂災害警戒区域の指定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
8	9	田後4地区（Ⅱ-4238）	田後4地区（Ⅲ-4238）